改正民法が建築士業務に与える影響等に関する説明会

(公社)長野県建築士会諏訪支部

支部長　　大井　一美

平素は建築士会諏訪支部の各種活動にご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、ビデオによる標記説明会を開催することとなりました。

多くの方のご聴講をお願いいたします。

120年ぶりに民法が改正され2020年4月に施行されます。

改正は社会・経済の変化への対応とルールの明確化が目的です。

記

日　　時　　令和2年2月6日（木）16：00～18：40　（受付15：30〜）

会　　場　　諏訪市公民館1階視聴覚室

趣　　旨　　改正民法が建築士業務に与える影響等について、現時点で想定

される問題とそれらへの対応、今後の見通し等について解説

講義内容　　１．改正民法について　（約50分）

２．改正民法が工事請負に与える影響　（約60分）

３．改正民法が設計監理契約に与える影響　（約25分）

参 加 費（テキスト代を含みます）

　　　　　　建築士会会員及び賛助会員700円、非会員1000円（当日集金）

テキストの手配等の都合上、参加される方は申し込みを**1月31日(金)まで**に事務局まで

メール又はFAXにて連絡をお願い致します。

【諏訪支部事務局　　FAX：0266-58-6627　　E-mail：[kensuwa@po.dcn.ne.jp](mailto:kensuwa@po.dcn.ne.jp)】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 参加申し込み | | |
| 氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　住所 | | |
| 連絡先 | TEL | 会員　　賛助会員　　非会員　　　該当に○ |
| E-mail | |